

地域とともに生きる群馬用水

群馬用水だより83号

令和8年1月発行

吉岡地区でこだわりのトマト栽培

群馬用水土地改良区

住所 前橋市古市町406番地

電話 (027)251-0019(代)

URL <https://gunmayousui.jp>



写真の説明

吉岡地区でトマトを栽培する秋山邦敏さん、奥様の典子さんです。

秋山家では、群馬用水を邦敏さんのお父さんの代から現在は息子さんと3代にわたり利用し、今年で利用52年目になるそうです。栽培品種は「ごほうび」というトマトで、味にこだわって育てているとのことです。撮影日現在は、まだ実が小さかったですが、これからだんだんと実が大きく赤くなってきて、年が明けて2月下旬頃には出荷出来るようになるそうですね。楽しみですね。

(撮影日：令和7年11月)

●目次

あいさつ	群馬用水土地改良区理事長 後閑千代壽	2
令和6年度	決算承認	2
令和6年度	財産目録	3
賦課金の納入と各種変更について		4
令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されています	4	
令和7年夏期かんがい期状況報告	5	
維持管理に関する組合員さんへのお願い	5	

露地ナス立毛共励会審査会が開催されました	6
営農支援活動	6
令和7年度上期 業務経過報告	7
群馬用水のあゆみ 第8号	7
多面的機能支払交付金が地域の活性化へ大きく貢献！	8
職員・機場操作員採用のご案内	8

本土地改良区のホームページ





あ い さ つ

群馬用水土地改良区理事長 後閑千代壽

新年明けましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より本土地改良区の業務運営や事業推進に対して、ご理解とご支援を賜りますことに厚く御礼申し上げます。

昨年を顧みますと、一昨年と同様に夏期の高温が続き併せて平年を下回った小雨により「水」のありがたさが再認識されたのではないかと思います。今後もこの気象状況が続くことが予想され、将来の皆様の営農や土地改良区の水管理の難しさを改めて感じることになりました。

さて、本土地改良区の令和6年度決算及び令和7年度補正予算は、電気料金や修繕費など諸物価高騰による支出が増大し、現在の運営は厳しい状況となっております。当面の運営は、経費の合理化を図るとともに、国の支援制度を活用しながら行ってまいりたいと考えております。さらに将来的には組合員皆様の負担増についても、検討しなければならない時期にきていることをご理解願いたいと思います。

次に未収賦課金の滞納処分についてですが、組合員の公平性を保ち財源を確保するため、令和6年度末に5年超過分の未収賦課金の不納欠損処分を実施し、今年度から滞納処分の手続きについて検討してまいりました。現在、滞納処分者の選定を進めており、来年度には対象者の処分を実施する予定であります。皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」の実効性確保のため、初動5年間（令和7～11年度）に「農業構造転換集中対策」を実施し、農地の大区画化、共同利用施設の再編・集約化などにより農業構造転換を推進し、農業者の所得向上を実現することとしています。予算は別枠で確実に確保し、集中的、計画的に実施するということですので、本地域内でもこの対策を活用し組合員の所得向上に繋がることを願っております。

本年もさらなる県央地域の農業・農村の発展のため、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆様の一層のお力添えをお願い申し上げ、新年のあいさつとさせていただきます。

令和6年度 決算承認

令和6年度一般会計収支決算は、収入総額9億6863万9219円、支出総額が、9億4352万4818円となりました。

収入の内、土地改良事業収入は、3億5千万円です。その内訳は皆様からの組合費が2億6千9百万円、農地転用決済金が1千9百万円です。

また、補助金等収入、交付金収入として、行政からの支援が合わせて、4億1千9百万円です。

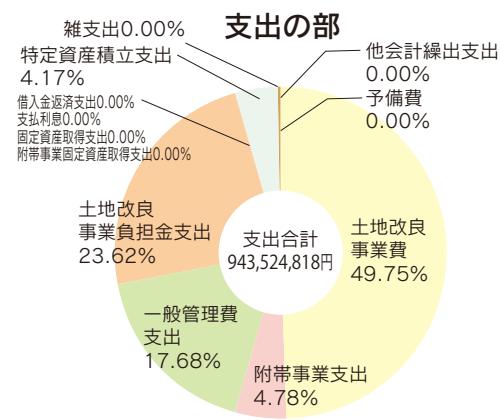
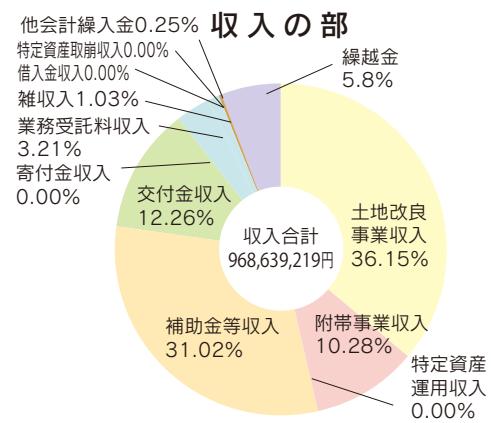
支出の内、施設の管理費や修繕費、電気料金に充当する土地改良事業費は4億6千9百万円となりました。令和5年度と比較し、電気料金や修繕費が増加しています。

また、事務所経費や人件費に充当する一般管理費は1億6千6百万円となりました。

1. 一般会計収支決算

収入の部(円)	支出の部(円)
土地改良事業収入 350,151,380	土地改良事業費 469,359,661
附帯事業収入 99,566,324	附帯事業支出 45,097,547
特定資産運用収入 2,244	一般管理費支出 166,800,178
補助金等収入 300,484,340	土地改良事業負担金支出 222,859,565
交付金収入 118,730,000	借入金返済支出 0
寄付金収入 0	支払利息 0
業務受託料収入 31,130,000	固定資産取得支出 0
雑収入 9,940,191	附帯事業固定資産取得支出 0
借入金収入 0	特定資産積立支出 39,360,698
特定資産取崩収入 0	雑支出 47,169
他会計繰入金 2,436,750	他会計繰出支出 0
繰越金 56,197,990	予備費 0
計 968,639,219	計 943,524,818

収入支出決算差引額25,114,401円は令和7年度へ繰越



2. 一般会計の基礎的収支バランス（プライマリーバランス）

プライマリーバランスとは、年度における賦課金等の収入が、維持管理費や更新事業費を賄えているのか確認する指標です。本土地改良区のプライマリーバランスの考え方は、収入合計額から借入金、基金繰入金、繰越金を控除した額を基礎的財政収入（9億1千2百万円）とし、支出合計額から償還金と積立金を控除した額を基礎的財政支出（9億4百万円）としています。令和6年度のプライマリーバランスは、基礎的財政収入と基礎的財政支出の差であり8百万円あまりとなりました。

電気料金や諸物価の高騰、修繕費の増加により昨年に比較し大幅に黒字幅が減少しましたが、年度会計の健全性は保たれています。

単位：千円

①収入合計額	968,639	⑥支出合計額	943,525
②借入金	0	⑦償還金	0
③基金繰入金	0	⑧積立金	39,361
④繰越金	56,198	⑨基礎的財政支出（⑥-⑦-⑧）	904,164
⑤基礎的財政収入（①-②-③-④）	912,441	プライマリーバランス（⑤-⑨）	8,277

3. 特別会計収支決算

会計名	収入の部（円）	支出の部（円）	差引増減
発電事業	3,179,764	3,179,764	0

令和6年度 財産目録

令和6年3月31日現在 一般会計

単位：円

摘要	金額	摘要	金額
《資産の部》			
①流動資産	218,734,113	職員退職手当積立資産	112,213,441
現金及び預金	61,956,207	農地転用決済金積立資産	93,646,496
一般会計（預金）	59,183,277	施設更新積立資産	34,350,000
特別会計（預金）	2,772,930	建物等更新積立資産	30,000,000
未収賦課金等	6,282,792	所有土地改良施設	45,704,630
経常費賦課金	1,734,486	建設改良積立資産	3,300,000
特別賦課金	848,679		
維持管理費賦課金	3,699,627		
未収決済金	1,827,981		
未収経常費決済金	1,234,158		
未収事業費決済金	593,823		
売電未収金	220,571		
その他未収金	148,446,562		
未収業務受託料	7,041,740		
未収補助金	107,416,000		
未収多目的使用料	118,500		
その他未収金	33,870,322		
②固定資産	3,505,414,312		
(1) 特定資産	3,396,137,729		
所有土地改良施設	2,945,589,267		
財政調整基金積立資産	131,333,895		
		資産合計	3,724,148,425

摘要	金額	摘要	金額
《負債の部》			
①流動負債	190,135,620	②固定負債	94,996,800
未払金	187,046,247	適正化事業拠出金長期未払金	5,016,000
預り金	290,673	職員退職給付引当金	89,980,800
適正化事業拠出金短期未払金	2,798,700		
		負債合計	285,132,420
摘要	金額	摘要	金額
《正味財産の部》			3,439,016,005

令和8年度より未収賦課金の滞納処分を実施します。

賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により県知事の認可を受けて理事が処分執行いたします。

滞納者には個別訪問を行いながら納入の督促をしていますが、それでも難しい場合は、法令に基づき、適正かつ公平に財産の調査・差押えを実施します。

賦課金の納入と各種変更について

①賦課金の納入について

※賦課金の納入が困難な場合は早めにご相談下さい。

引き続き未収金回収専門の弁護士（エジソン法律事務所）に依頼も行っていますので、組合員の皆様には賦課金の納入にご理解とご協力をお願いいたします。

今年度の経常費・特別賦課金・維持管理費の納入がされていない方には督促状を発送済ですが、納入のない方は納入をお願いいたします。期限が切れている納付書はコンビニでは対応できませんので、再発行いたしますのでご連絡ください。なお、管内の農協であれば対応可能ですので納入をお願いいたします。

②各種変更手続きについて

- ◆組合員の死亡等による農地の相続、贈与
- ◆氏名や住所の変更、また経営移譲をしたとき
- ◆農地の賃貸借、売買等所有権移転があつたとき

組合員資格得喪通知書

農業委員会・法務局等で変更手続きを行っても土地改良区内には情報が反映されません。

- ◆農地を宅地など農地以外に転用するとき
- ◆公共事業用地（道路・公園用地等）で買収・寄付されたとき

転用意見書交付申請書
地区除外申請書

転用する場合、組合員が手続きし、土地改良区の意見書の交付を受け、決済金の納付が必要です。

決済金とは

農地転用等によって土地改良区内の農地が減ると、他の組合員に対して負担が増えてしまいます。負担が過重とならないように土地改良法第43条第2項に基づき納めて頂くのが決済金です。

※手続きの注意点

賦課金は毎年4月1日現在の組合員名簿・土地台帳を基準にしています。そのため、変更の際は基準日以前に手続きを完了するようお願いします。

※滞納賦課金のある農地を取得または転用した場合、その滞納賦課金は新しい権利者や関係者が負担することになります。

令和6年4月1日より相続登記の申請が義務化されています

・相続等によって不動産を取得した相続人は、その所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければなりません。(抜粋)

※正当な理由がなく義務違反した場合10万円以下の過料（行政上のペナルティ）の適用対象となりますのでご注意ください。

令和7年夏期かんがい期状況報告

令和7年の夏期は、猛暑かつ小雨で厳しいかんがい期でした。組合員の皆様には大変ご不便をお掛けし、節水のご協力にお礼申し上げます。皆様のご協力により水稻の収穫も無事終えることが出来ました。また、収穫量も平年並みであったようで安堵しています。しかし、猛暑と小雨の影響で使用水量と揚水機場などの電気使用量は過去5年平均を大きく上回っています。

令和8年もこの異常な気象に対応すべく円滑な用水供給に努めて参りますので、組合員の皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。群馬用水は限りある資源であり、皆様のご協力で地区内の農地が潤うよう重ねてお願い申し上げます。

雨量不足による水源地の状況

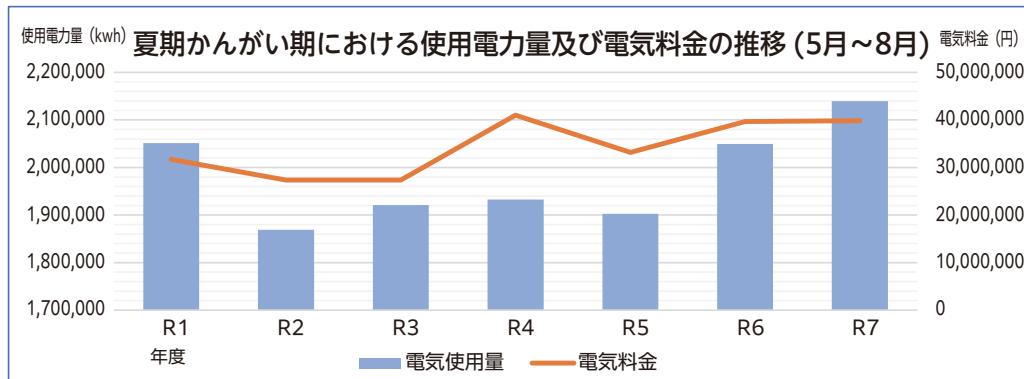


・水源地矢木沢ダムも水位低下（貯水率24%）



・地区内のため池も水位低下

小雨による電気使用量の増加



(R7夏期かんがい期、電気料金は約4,000万円)

維持管理に関する組合員さんへのお願い

1. 施設改修に伴う断水への協力についてお願い

施設の長寿命化を図るため、計画的に改修工事を行っています。本年も各地区で改修工事により通行規制や断水など地域の皆様にはご迷惑をお掛けいたします。通行規制は地域の回覧などにより周知徹底いたします。また、断水は地域の役員さんを通じてのご連絡や土地改良区から直接ご連絡するなど事前にご連絡いたします。ご協力お願ひいたします。



給水弁保護

2. 漏水事故への協力についてお願い

田畠にある給水弁において凍結による漏水事故やトラクターなどによる作業中の破損事故が増えています。冬期の漏水事故は、路面凍結による交通事故など二次被害が起りやすくなります。組合員の皆様には給水弁の凍結防止対策や給水弁の位置に目印を立てるなど破損事故の防止にご協力下さい。また、道路などで漏水を見かけましたら土地改良区までご連絡下さい。ご協力をお願いいたします。



路面凍結

露地ナス立毛共励会審査会が開催されました



審査員によるナスほ場での審査

令和7年8月20日(水)、群馬用水管内の5JAから推薦された露地ナス農家の7ほ場（桐生市新里町、前橋市、渋川市、高崎市棟高町）を回りながら、群馬用水営農推進協議会主催の立毛共励会審査会が行われました。

ナスは、県内の広い範囲で栽培され、露地とハウスによる栽培が行われています。特に群馬県は露地栽培を中心とし、7月～11月に出荷される夏秋ナスが盛んに栽培されています。露地（夏秋）ナスは2024年産の収穫量が全国1位で、2016年から9年間連続全国1位になっています。

出品ほ場は、記録的猛暑の中ですが、生育も順調で日頃の管理が行き届いており、各地区の基本技術の高さがうかがわれました。協議会では、今後も、管内主力品目の露地ナスや秋冬ネギ等の生産振興を支援していきます。かん水等でお困りの方や検討される方は遠慮なく土地改良区にご相談ください。

営農支援活動

群馬用水土地改良区では、畑地での群馬用水の利用促進を図るため、組合員さんの除塵機（フィルター）や散水器具の設置を支援しています。

令和7年度には、新里地区（4件）で支援しました。事業は、県補助事業である小規模農村整備事業を活用し、年度ごとに地区をかえて、除塵機（フィルター）等の設置工事を実施しています。

利用した組合員さんからは、「フィルターの詰まりを、ハンドルを回すだけなので手間が軽減した。」「除塵機の使い勝手が良い。」などの声が寄せられました。

また、フィルター清掃の労力軽減、時間短縮が精神的負担を軽くし、今後は作物の生産拡大・品質向上につながることが期待されます。令和8年度は、渋川地区の支援を行う予定です。土地改良区では、様々な方法で組合員さんの営農活動を支援していきますのでお気軽にご相談ください。



除塵機（フィルター）の設置状況



41°の高散水角度で散水幅12m散水できる灌水ホース

令和7年度上期 業務経過報告

令和7年

7. 1 群馬用水関係市町村事務研究会定例総会
群馬用水地区水利施設管理強化推進協議会総会
群馬用水二期事業推進協議会幹事会
7. 7 群馬用水運営対策協議会幹事会・同委員会
7. 10 第1回監事会
7. 16 思川西部土地改良区視察来区
7. 24 総務・賦課徴収・管理委員会
7. 24 県央土地改良事業推進協議会要望活動（於：東京都）
7. 30 南紀用水土地改良区視察来区
7. 31 第200回理事会（写真：上）
8. 6 群馬用水施設利用協議会幹事会
8. 28 全国大規模農業水利事業協議会正副会長会（於：東京都）
8. 29 水資源機構かんがい排水事業推進協議会総会（於：東京都）
9. 3 疏水フォーラムin広桃用水2025（於：前橋市）
9. 11 第63回臨時総代会（写真：中）
10. 9 全国大規模農業水利事業協議会役員会（於：東京都）
10. 9 全国大規模農業水利事業協議会中央要望（於：東京都）
- 10.15～16 第47回全国土地改良大会（於：佐賀県）
※後閑理事長が令和7年度全国土地改良事業功績者表彰
(農村振興局長表彰)を受賞（写真：下）
- 10.20 県央土地改良事業推進協議会通常総会（於：前橋市）
- 10.27 秋田県仙北平野土地改良区視察来区
11. 6 群馬用水関係市町村事務研究会・群馬用水二期事業推進協議会・
群馬用水運営対策協議会視察研修（於：茨城県）
11. 6～7 土地改良区等役職員研修会（於：渋川市）
11. 17 第201回理事会
11. 20～21 水資源機構かんがい排水事業推進協議会職員研修会（於：群馬県）
11. 26 農業農村整備の集い（於：東京都）
12. 11 第2回監事会
12. 22 群馬用水地域協議会総会



群馬用水のあゆみ 第8号

群馬用水土地改良区の歴史について紹介します

昭和38年に水資源開発基本計画に群馬用水事業が追加されたことから、水資源開発公団は、昭和39年1月に事業実施計画（案）群馬用水土地改良区へ示しました。

これを受け、関係市町村において集落説明会を実施。説明会は、公団の職員、県・土地改良区・市町村の担当者等で主に幹線水路建設に向けての説明会であり、末端事業を含めた詳しい説明会は後程行う約束をしながら、必要性を訴えて歩いたとのことです。この説明会は公団営の事業を主体としたものであり、地元農家にしてみれば国の仕事であると映るのは当然のことで、群馬用水の本質を理解するのはなかなか難しいことありました。

ここで一通りの説明を終え同意書が取りまとめられました。この同意によって公団営事業は昭和39年3月着工が決まりました。



● 多面的機能支払交付金が地域の活性化へ大きく貢献！ ●

本土地改良区管内の取組状況

県央地域宮城地区環境保全協議会 (127ha農地維持・長寿命化)

県央地域金丸地区環境保全協議会 (60ha農地維持・長寿命化)

県央地域富士見市之木場環境保全協議会 (18ha農地維持・長寿命化)

県央地域渋川地区環境保全協議会 (23ha農地維持・長寿命化・共同)

県央地域渋川二期地区環境保全協議会 (103ha農地維持)

県央地域大胡地区環境保全協議会 (132ha農地維持)

県央地域吉岡地区環境保全協議会 (72ha農地維持)



県央地域渋川二期地区環境保全協議会
(体験学習 豊秋小学校の友達)



県央地域宮城地区環境保全協議会
(大前田町自治会クリーン運動)

引き続き全地区組織立ち上げに向けて事業推進していきます！

相談窓口 賦課徴収課・管理課

土地改良区職員・機場操作員採用試験のご案内（令和8年4月採用）

群馬用水土地改良区では、令和8年度4月採用の職員及び機場操作員を募集いたします。

(応募期限：令和8年2月9日（月）必着)

募集職種	採用予定人数	仕事内容	受験資格
総合職	1名	土地改良施設の管理業務 及び土地改良区運営に関する業務	1985年以降に生まれた方、 大学卒 普通自動車免許（AT限定不可）
機場操作員	若干名	農業用水ポンプの操作、監視その他指示された業務	1955年以降に生まれた方 普通自動車免許（AT限定不可）



※受験資格・応募方法等

詳しくは、土地改良区ホームページに掲載の試験案内をご覧頂くか、
土地改良区総務課(027-251-0019)へ直接お問い合わせください。

月曜日から金曜日 8:30-17:00

緊急連絡先 → TEL: 027-251-0019(代)

(群馬用水土地改良区では休日・祝日も24時間対応しています。)

漏水（道路から水が出ている）または、給水弁から水が出ない、水圧不足等トラブルがありましたら群馬用水土地改良区までご一報ください。